

第6類 財務

第1章 予算・会計

島原地域広域市町村圏組合に島原市の規則の規定を準用する規則

昭和47年9月7日規則第5号

改正 平成13年8月22日規則第2号

次の各号に掲げる島原市の規則の規定は、島原地域広域市町村圏組合に準用する。この場合においてこれらの規則中「本市」又は「市」とあるのは「組合」、「市長」とあるのは「管理者」と読みかえるものとする。

- (1) 島原市財務規則（昭和40年島原市規則第1号）
- (2) 島原市物品会計規則（平成9年島原市規則第11号）
- (3) 島原市契約規則（平成9年島原市規則第8号）
- (4) 島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年8月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。